

林業の振興に関する提言

森林の有する地球温暖化防止との多面的機能の確保を図るため、国は、地域の事情を勘案しつつ、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林整備等の推進

- (1) 国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、景観形成など森林が持つ多面的機能を継続的に維持・発揮するために必要な財源を確保するとともに、里山の保全機能等を有する竹林の整備に係る支援措置を講じること。
- (2) 森林整備のための担い手の確保、育成事業の推進を図るとともに、私有林の整備については森林所有者等が取り組みやすい有効な手法を導入すること。
- (3) 森林の整備・保全に当たっては、必要な財源を確保し間伐や路網整備等を促進するとともに、森林再生に向けた財政措置を講じること。
また、病虫害防除対策を促進するとともに、環境に優しい防除方法を確立すること。
- (4) 国産材利用を推進するため、木造建築物に対する助成など、財政支援措置の拡充を図るとともに、採算の取れる森林資源の利活用に向けた支援策を講じること。
また、木質バイオマス利活用等の推進・普及のための財政支援措置を拡充するとともに、森林環境教育の推進を図ること。
- (5) 海外資本等による森林買収とそれに伴う大規模な伐採の規制や水源の保全を強化すること。

2. 鳥獣被害防止対策の継続

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応し、鳥獣被害緊急総合対策を平成 24 年度以降も継続的な制度とするとともに、駆除・防除対策等に関する財政支援の充実を図ること。
また、捕獲鳥獣を地域資源として活用した製品の生産及び流通に対する支援措置を講じること。
- (2) 野生鳥獣による農林作物の被害が激増しているため、森林の生態系等環境問題とも連携した駆除・防除対策の調査研究を行うとともに、省庁間を超える横断的な体制を構築し、根本的かつ効果的な被害防止対策を講じること。

また、住民に被害が生じるおそれがある緊急時等における対処を可能とするため、狩猟制度及び関係法令の見直しを行うとともに、狩猟者の負担軽減等、捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じること。